

次世代育成選手規程

一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会

(目的)

第1条 パラリンピックを目指す若い世代の選手育成を目的とする。合宿、国際大会への参加等の機会をつくとともに、競技力向上だけでなく、日本代表選手としての心構え、競技規則やクラス分け、アンチ・ドーピング、スポーツ栄養、メンタル面等を教示し、将来の日本代表選手としてのレベルアップを目指す。

(対象)

第2条 次世代育成選手(以下「育成選手」という)は、次の項目をすべて満たす者とする。

- (1) 一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会(以下「協会」という)登録者
- (2) 公益財団法人日本卓球協会(以下「JTTA」という)登録者
- (3) 国内クラス分けを受けている者
- (4) 育成選手としての初年度(4月1日から翌年3月31日)が23歳以下である者。ただし、24歳以上であっても1月1日時点で協会登録が5年以内であること。
- (5) メディカルチェックで健康上の問題がなく、卓球競技を行う上で心身ともに適した状態であること
- (6) アスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得る者
- (7) 20歳未満の選手は、保護者の承認が得られること

(育成選手の決定等)

第3条 育成選手の決定等は次による。

- (1) 次世代育成選手の決定
 - ① 国際大会派遣選手選考基準を満たしている者
 - ② 別途定める国際大会派遣選手誓約書に署名提出した者
 - ③ 強化委員会で決定された選手は協会育成選手として登録される
- (2) 育成選手の取り消し
 - ① 育成選手には、メディカルチェック、クラス分けを随時実施し、医学的問題(ドーピング問題含む)やクラス変更が生じた場合は指定を取り消すことができる
 - ② 遵守事項を守らなかった場合は派遣及び指定を取り消すことができる

(活動)

第4条 育成選手は、協会が実施する次の事業に参加できる。

- (1) 協会が指定する合宿（人数・対象などその都度決定）
- (2) 協会が指定する研修会、講習会等の行事
- (3) 協会が指定する国際大会

（遵守事項）

第5条 育成選手は、下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て承認を得なければならない。

- (1) 指定された合宿への参加
- (2) 指定された国内大会への出場
- (3) 指定された協会行事への参加協力
- (4) マスコミなどから取材がある場合の事前届出
- (5) 協会から指示された提出物の提出期限
- (6) アンチ・ドーピングに関する規程
- (7) 協会、国際パラリンピック委員会（IPC）、国際卓球連盟（ITTF）、国際パラ卓球連盟（ITTF PTT）、JTTA等の規則

（費用負担）

第6条 費用負担は次による。

- (1) 合宿にかかる費用は原則として強化事業費を充てるが個人負担が必要な場合もある
- (2) 国際大会に係る費用は原則個人負担とする
- (3) 協会が推薦し日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という）が派遣する総合大会（パラリンピック、アジアパラ競技大会等）は原則JPC負担であるが、一部負担金を徴収することがある

附則

この規程は令和元年11月30日から施行する

令和4年3月28日一部改訂